

2008年7月14日

外務省国際協力局長 別所浩郎様

国際環境 NGO FoE Japan
メコン・ウォッチ
「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

新 JICA 設立にともなう ODA 業務の改善に関する要請書

本年10月から新JICAが設立され、ODAの業務のあり方が大きく姿を変えることになります。私たちは、ODAの透明性・アカウンタビリティの向上とODA事業における適切な環境社会配慮を求めてきたNGOとして、以下のODA業務改善を求めます。

1. ODAの事業展開計画(ローリングプラン)を公開すべきである。

現在、有償資金協力・無償資金協力・技術協力の候補案件を記載した事業展開計画（ローリングプラン）の作成が始まっています。外務省はローリングプランの目的として、予測可能性の向上と、有償・無償・技術協力を一体的に活用した効果的援助の実施を挙げています（「ODAの点検と改善 2007」）。

私たちは、下記の理由で、ローリングプランの公開が必要であると考えます。

- (1) ODAの透明性・効率性の確保：ODA大綱は、「ODAの政策、実施、評価に関する情報を、幅広く、迅速に公開し、十分な透明性を確保する」とし、ODAにおける透明性確保の重要性を強調しています。これを達成するため、1999年からは円借款の候補案件をロングリストとして公表しています。ローリングプランの公開は、候補案件の公開を円借款以外のスキームにも広げることを可能にし、また、ODAの案件発掘・形成過程の透明性確保と、他のセクターとの連携促進を通じたODAの効率的・効果的な運用に資すると考えます。
- (2) 早期段階からの住民参加：日本政府によるODAの候補案件を外部に公表することにより、ニーズの把握や環境社会影響への対処等について、早期の段階からの地域住民による参加や意見の表明が可能になります。
- (3) 不透明な慣行の防止：一連の報道が示す通り、ODAは多くの汚職事件の温床となっていました。ローリングプランに含まれる情報が公開されなければ、ODAの候補案件を一部の関係者のみが把握することになり、不透明な慣行を生みかねません。甚だしい場合は、汚職などの遠因になることも考えられます。

なお、現在でも円借款のロングリストは公開されており、またロングリストと同様候補案件のリストを含む、世界銀行の国別援助戦略やアジア開発銀行の国別パートナーシップ

戦略も公開されています。したがって、ローリングプランの公開には特段の支障はないものと考えます。

2. 新 JICA が実施を担当する無償資金協力の交換公文は、円借款における交換公文と同様、日本政府が資金供与義務を負わない形式に改め、新 JICA の責任による援助停止・中止の判断を可能にするべきである。

ODA の供与決定後における適切な環境社会配慮を確保するためには、相手国政府との合意において、相手国政府・実施機関が実施するべき環境社会配慮上の義務を明記すると同時に、環境社会配慮を確認する日本側機関が、相手国政府の契約不遵守に対する適切な法的救済手段を有していることが重要です。

現在、有償の資金協力である円借款においては、「日本国政府と相手国政府が締結する交換公文（E/N）においては、「国際協力銀行（JBIC）が締結する融資契約に基づき一定額の円借款を供与する」旨の文言が用いられています。JBIC が相手国政府と締結する融資契約においては、必要に応じて環境社会配慮上の義務が盛り込まれ、また相手国政府の義務違反に対して JBIC が取ることができる法的な救済手段が定められています。「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」も、融資契約等を通じて必要な環境社会配慮上の条項を確保するよう JBIC に求めています。

これに対し、無償資金協力は現在外務省が直接担当しており、独立行政法人国際協力機構（JICA）は実施の促進のみを担当することとされています。現在用いられている無償資金協力の E/N には、「日本国政府は相手国に対して一定額の贈与を供与する」旨の文言が用いられており、日本国政府は相手国政府に対して直接資金を供与する義務を負うものとされています。

JICA 法の改正に伴い、本年 10 月から、外交政策上の必要から外務省が引き続き実施するものを除き、無償資金協力は新 JICA が実施することになります。このため、新 JICA は相手国政府ないし実施機関との間で、新たに贈与契約と呼ばれる法的合意を締結することになります。

私たちは、新 JICA が個別案件の監理において責任ある対応を可能とするために、新 JICA が実施を担当する無償資金協力における E/N は、円借款における交換公文と同様、日本政府が資金供与義務を負わない形式に改めるべきであると考えます。

上記の通り、案件監理段階における実施機関による適切な環境社会配慮を確保するためには、贈与契約に、相手国政府が実施段階における環境社会配慮上実施すべき措置を義務として定めると同時に、相手国政府の義務違反に対して適切な対処を行えるよう、新 JICA に法的な権限が付与されるべきです。しかしながら、旧来の E/N の文言が放置されれば、日本国政府として資金を供与する義務を負う以上、実施機関にすぎない新 JICA が締結する贈与契約に、供与停止・中止などの独自の権限を付与することはできません。これでは、新 JICA が相手国政府に対して適切な環境社会配慮上の対応を求めることが困難となって

します。

新 JICA 設立後は、海外経済協力会議や外務省等を中心として ODA 政策を企画・立案する一方、個別案件の実施は新 JICA が一元的に行うものとされています（外務省・JICA・JBIC「新世代の ODA 実施体制作り」）。また案件実施における新 JICA の責任、外務省との役割分担の明確化は「国際協力に関する有識者会議」中間報告でも指摘されています。上記の E/N の文言変更は、ODA における政策と実施を明確に分離し、実施において新 JICA が責任ある対応を行うために不可欠な改革であると考えます。

以上

CC :

財務省国際局長 玉木林太郎様

経済産業省貿易経済協力局長 安達健祐様

独立行政法人国際協力機構企画部長 大部一秋様

国際協力銀行開発業務部長 岡村邦夫様

国際協力に関する有識者会合 委員各位

無償資金協力実施適正化会議 委員各位

新 JICA の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会 委員各位

賛同団体 :

インドネシア民主化支援ネットワーク

AM ネット

ODA 改革ネットワーク

債務と貧困を考えるジュビリー九州

ヒューマンライツ・ナウ

本件に関する連絡先 :

特定非営利活動法人メコン・ウォッチ（担当：福田）

〒110-0015 東京都台東区東上野 1-20-6 丸幸ビル 2F

Tel: 03-3832-5034, Fax: 03-3832-5039